

生松台中央公園多目的広場の全部または一部を独占して利用する場合の利用規程

平成20年6月30日制定
平成22年4月15日一部改正
令和2年3月18日一部改正

規則第5条に規定する生松台中央公園多目的広場の全部または一部を独占して利用（以下「独占的利用」という。）する場合の利用規程を以下のとおり定める。

1. 利用時間

独占的利用ができる時間は、利用日の属する月（以下「利用月」という。）の前々月の末日までに委員会が許可した時間とする。

2. 利用者

独占的利用ができる者は、以下の各号に掲げる団体とする。ただしその利用を業の全部または一部とするものを除く。

ア 国・都道府県・市町村及びその外郭団体（公共団体等）

イ 壱岐校区自治協議会及び壱岐南校区自治協議会並びにこれらの傘下団体（校区団体）

ウ 構成員の1名以上が壱岐校区または壱岐南校区に居住する団体で利用登録したもの（地域団体）

3. 利用登録

- (1) 独占的利用をしようとする地域団体は、「生松台中央公園多目的広場利用登録申請書」（様式1）によりあらかじめ委員会に申請して利用登録しなければならない。
- (2) 利用登録の内容が変更された場合は、速やかに利用登録変更届出書（様式1-2）を委員会に届け出なければならない。
- (3) 委員会は申請書または届出書の内容を審査して登録の可否を決定し、団体に対しその結果をすみやかに通知しなければならない。
- (4) 一つの団体の構成員のうち一部により別団体として同時に利用登録することはできない。
- (5) 次年度に継続して利用登録する地域団体は、2月末までに利用登録を申請しなければならない。

4. 独占的利用における利用申し込み

- (1) 地域団体が独占的利用を申し込む場合は、委員会に対し利用月の前月1日から10日までに、「生松台中央公園多目的広場利用申込書」（様式2）を提出しなければならない。
- (2) 利用申込窓口は壱岐校区自治協議会または壱岐南校区自治協議会のいずれかとし、委員会は毎年2月末日までに次年度の利用申込窓口を決定し、団体に通知する。
- (3) 地域団体が利用申し込みできる日時は、申し込みの日までに利用者が決定していない日時とする。
- (4) 申し込みは1時間単位で、同一団体の利用時間が同月中に6時間を越えることはできない。ただし、委員会が地域住民の親睦及び福祉の向上に特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (5) 地域団体の利用日時は、別に定める利用調整会議において決定する。
- (6) 委員会は利用月の前月25日までに、独占的利用を許可した地域団体に対し利用許可書を交付する。ただし、あらかじめ当該団体に許可の内容が告知された場合はこの限りではない。
- (7) 委員会は当月の利用者を前月末までに広場内に掲示する。

5. 登録の抹消

- (1) 地域団体が利用登録を抹消する場合は、委員会に対してすみやかに登録抹消の申し出を行わなければならない。
- (2) 地域団体が規則に違反した場合、ならびに事実と異なる利用登録をし、利用を申し込み、または利用したことが判明した場合、委員会はその団体の利用登録を抹消することができる。